

千葉大学アカデミック・リンク・センター規程

平成 23 年 4 月 1 日
制定

(趣旨)

第 1 条 この規程は、千葉大学アカデミック・リンク・センター(以下「センター」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(目的)

第 2 条 センターは、共同利用教育研究施設として、電子情報環境下における能動的学習を支援するとともに、教育情報資源等の制作、活用等に関する研究開発、企画及び立案を行い、それらの成果を実施及び検証・評価することを目的とする。

2 センターは、前項に掲げるもののほか、教育関係共同利用拠点として、教育・学修支援専門職を養成する実践的職員の職能開発のための組織的な取組に係るプログラム(以下「SDプログラム」という。)を開発・運営することを目的とする。

(組織)

第 3 条 センターに、次の部門を置く。

- 一 デジタル・スカラシップ開発部門
- 二 学習支援高度化部門
- 三 リサーチコモンズ推進部門
- 四 教育・学修支援専門職養成部門

(業務)

第 4 条 デジタル・スカラシップ開発部門は、研究成果を教育に活かす環境の構築及び教育情報資源等に関する研究開発を行う。

2 学習支援高度化部門は、高度な教育・学習支援人材の育成並びに能動的学習の研究開発及びその推進に関する業務を行う。

3 リサーチコモンズ推進部門は、文理融合・学際的な知的交流プログラムの実践及び研究開発を行う。

4 教育・学修支援専門職養成部門は、全国の大学職員等を対象とした実践的 SD プログラムの開発・運営を行う。

(職員)

第 5 条 センターに、次の職員を置く。

- 一 センター長
 - 二 教授，准教授，講師及び助教
 - 三 その他の職員
- 2 センターに、副センター長を置くことができる。
- 3 第 1 項第 2 号の職員については、兼務の教員をもって充てることができる。

(教員会議)

第 6 条 センターに、千葉大学教授会規程第 4 条の規定に基づき、教員会議を置く。

2 教員会議に関し必要な事項は、別に定める。

(運営委員会)

第 7 条 教育・学修支援専門職養成部門に、事業計画その他運営に関する重要事項を審議するため、教育・学修支援専門職養成部門運営委員会(以下「運営委員会」という。)を置く。

2 運営委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(センター長の選考等)

第 8 条 センター長の選考及び任期については、千葉大学部局長選考等規程の定めるところによる。

(センター長の職務)

第9条 センター長は、センターの業務を総括する。

(教員の選考)

第10条 教員の選考については、国立大学法人千葉大学における大学教員の選考に関する規程の定めるところによる。

(事務)

第11条 センターの事務は、学務部の協力を得て、附属図書館利用支援企画課において処理する。

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は、センター長が別に定める。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年10月1日から施行する。ただし、改正後の第2条第2項、第3条第3号、第4条第3項及び第7条から第12条までの規定は、平成27年7月30日から適用する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。